

環境にやさしい農業に取り組みませんか？

〔 令和4年度 環境保全型農業直接支払交付金 〕

環境保全型農業直接支払交付金では、農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援**しています。

取組要件・支援内容

対象者（申請主体）

- 農業者の組織する団体（本交付金の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です）
- または
- 一定の条件を満たす農業者（個人・法人）

※詳細は農林水産省HPをご参照ください。

支援対象となる農業者の要件

本交付金の支援対象となるには以下の要件を満たす必要があります

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること（詳細は裏面参照）
- 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解増進に係る活動等）に取り組むこと

対象活動・交付単価

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組とあわせて行う以下の対象活動に対して支援を行います。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 ^{注1)}	そば等雑穀、飼料作物以外 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注2)} に限り、2,000円を加算。	12,000円
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用		4,400円
カバークロップ		6,000円
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円 (3,200円)
草生栽培		5,000円
不耕起播種 ^{注3)}		3,000円
長期中干し		800円
秋耕		800円

地域特認取組	交付単価 (円/10a)
地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 (例：冬期湛水管理、炭の投入等)	都道府県が設定

取組拡大加算 NEW!	交付単価 (円/10a)
農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動（裏面参照）	新規取組面積あたり 4,000円

- 注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。
有機JAS認証取得を求めるものではありません。
- 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
※配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

～令和4年度は申請期間を8月末まで延長します！～

令和4年度は例年6月末までとしている市町村への申請期間を2か月間延長し、8月末までとします。支援対象となる取組を行っている方・これから行う方は8月末までに事業計画等を市町村に提出してください。

※詳細な取組要件やスケジュール等については取組を行う農地が所在する市町村にご確認をお願いします。

令和4年度の変更内容

1. 事業要件の一部変更（みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産の実施）

本交付金では、これまで「国際水準GAPの実施」としていた事業要件を、みどりの食料システム戦略を踏まえ、「持続可能な農業生産に係る取組を実施すること」に変更することとしています。実施すべき持続可能な農業生産に係る取組を定めた「みどりのチェックシート」に基づいて、自身の農業生産活動を点検していただく必要があります。

令和4年度からの事業要件

①～③のすべてを実施していただく必要があります

① 持続的な農業生産活動に関する研修の受講（以下のいずれか）

- ・地方公共団体等が主催する対面研修（GAP指導員等による研修）
- ・農林水産省が提供するオンライン研修 等



② みどりのチェックシートに定められた持続可能な農業生産に係る取組の実施

取組項目：化学合成農薬の使用量低減、化学肥料の使用量低減、
温室効果ガス・廃棄物の排出削減、農作業安全



③ 実施した取組について、みどりのチェックシートを用いて点検・提出

- ・実施項目をチェックし実施状況報告書等と併せて提出
- ・各取組を行ったことを証明する書類等を必要に応じて保管

チェックシートは全項目のチェックが必要です



2. 有機農業の取組拡大に向けた支援（取組拡大加算の新設）

新たに有機農業に取り組む農業者の円滑な取組開始・定着においては、地域の既存の有機農業者からの技術面でのサポートが重要です。このため、有機農業の拡大に向けて、以下の加算措置を新設します。

対象活動・交付単価

- 本交付金を受給している農業者団体が、令和4年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動
※指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、令和4年度に有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外の取組に限る）を実施する必要があります。
- 活動を行った農業者団体に対して 指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10a を支援



3. 電子申請の開始

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による本交付金の電子申請を令和4年度から開始します。電子申請には、デジタル庁が提供するgBizIDの取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。

※現在、電子申請を利用可能な市町村は限られますので、eMAFFの利用可否を事前にご確認ください。



gBizIDの詳細は[こちら](#)

農林水産省 農産局農業環境対策課

03-6744-0499



検索

環境保全型農業直接支払

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

農林水産省

